

教育委員会会議録

平成31年2月12日（火）

午後1時31分 開会

午後2時18分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員
佐々憲一委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、橋本礼子次長兼管理部長、柴田悦己学習教育部長
玉山哲郎生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
稲葉均福利課長、冨田正美生涯学習課長、小林整次高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、木村誠保健体育スポーツ課長
中田勝徳文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、加藤吾郎健康学習室長
伊藤尚巳総務課主幹、坂川智総務課主幹、高橋亮太財務施設課主幹
高橋寿人教職員課主幹、大谷健二教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開において報告を受けることとした。

（1） 請願の審査について

野村教育企画課長が、請願の審査について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 公立学校長の人事について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 愛知県子供読書活動推進計画（第四次）について

冨田生涯学習課長が、愛知県子供読書活動推進計画（第四次）について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（4） 第100回愛知県産業教育審議会答申について

小林高等学校教育課長が、第100回愛知県産業教育審議会答申について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (5) 平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会について

馬場インターハイ推進室長が、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

愛知県はフィギュア王国といわれているが、中京大中京高校や愛知みずほ大瑞穂高校といった強豪校の選手たちは、愛知ゆかりの選手が多いのか。若しくは、県外出身の生徒が多いのか。

(馬場インターハイ推進室長)

本県で育った選手がほとんどである。以前、本郷選手といった宮城県の出身者等もあったが、地元の選手がジュニアの頃から地元のコーチについて、序々に成長していると認識している。

6 請願

請願第24号 瀬戸市の小中一貫校設置、一貫教育推進について県教委の指導を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

市町村立学校の統廃合を決める権限はどこにあるのか。また、県教育委員会はどのように関わるのかを教えていただきたい。

(横井総務課長)

小学校及び中学校については、学校教育法第38条及び49条により、義務教育を行うものとして、市町村にその設置義務を課しており、また、学校教育法第4条では、「学校教育法によって設置義務を負う者の設置する学校」については、その設置等について認可は必要がないとしていることから、その統廃合の決定も市町村で行うこととなっている。

一方、県教育委員会に対しては、学校教育法施行令第25条により、市町村の教育委員会が設置する小中学校を設置、又は廃止するとき、市町村教育委員会からその旨の届出が送付されることになるが、この届出は事実の届出であり、都道府県教育委員会は受理を拒否することができないと解されている。

(廣委員)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条でいう指導、助言及び援助の解釈はどのようになるのか。

(横井総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条では、都道府県教育委

員会が市町村教育委員会に対して、それぞれの団体の行う教育に関する事務の処理が適正に行われるようにすることを目的として指導、助言及び援助を行うことができることを規定されている。

その指導、助言及び援助は、法的拘束力を持たない非権力的な関与とされており、指導等の運用に当たっては、各市町村教育委員会が地域の要望に応じて主体的かつ積極的に教育行政を展開できるよう、市町村の主体性を一層尊重する視点に立って行われることが求められている。

(廣委員)

瀬戸市立小中一貫校の設置について、県教育委員会は瀬戸市教育委員会から何か相談を受けているのか。

また、相談があったとしたら、どのように対応したのか。

(瀬戸市教育委員会)

瀬戸市が2020年4月に設置を計画している小中一貫校については、昨年8月22日に、瀬戸市教育委員会から県教育委員会に教職員定数の配置についての要望をいただいた。

その要望内容は、小学校5校及び中学校2校を小学校1校及び中学校1校に統合するものだが、今回の学校統合により、統合後の教職員定数は、統合前と比較して定数減が見込まれることから、この減となった教職員定数を活用して、加配定数の増員を求めるものであった。

この要望に対して、県教育委員会からは、教職員定数の算定にあたっては、いわゆる義務標準法に基づいて、各学校の児童生徒数、学級数等に応じて算定する定数を標準として、教頭及び教諭、養護教諭などの定数を配置することとしており、義務標準法の規定では、学校の統合に伴い削減される教職員定数を統合後の学校に活用することはできないが、学校の実情を勘案しながら、児童生徒支援加配など、学校が個々に抱える課題解決のための加配定数については、予算の範囲内で配置することを検討していきたい旨を回答した。

(廣委員)

市町村の学校設置に関して、県の関与が難しいことはよくわかった。

私は、瀬戸市に在勤しており、この小中一貫校ができることは数年前から承知しているが、今、請願が出されたことに対して少し驚いている。この学校統合が、どれだけ市民に浸透しているのかということ、また、学校統合による児童生徒への影響を心配される方がいらっしゃるということを、この請願で感じ取ることができた。

制度上、市に対し県の意見はなかなか伝えづらいとは思いますが、大きな合併であるため、広い視野をもって、県も少し目を注いでもよいのではないかと考えた。

請願第25号 学校における、職員の「体罰」暴力行為をなくすことを求めるための請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

学校が体罰として県へ報告する文書は、どのような文書があるか。

(稲垣教職員課長)

体罰と思われる事案が発生した場合、まず学校は「体罰に係る報告書」を作成し、県に報告する。

そのうち体罰と県が認めた場合、学校は「非違行為報告書」を作成し県に報告する。どちらの報告書も校長あるいは教頭である管理職員が当事者等から事情聴取を十分行った上で、任命権者に対して事実を報告するため、当事者等のうち、誰かの視点から記載されることはなく客観的に記載することとしている。

(大須賀委員)

体罰が起きた際は、客観性をもって報告書が作成されていることはよくわかった。

ただ、最近、子どもに対する体罰で父親が子どもを死なせてしまう事件が、メディアに広く取り上げられているが、起きたことについて後から報告を受けても手遅れである。体罰やいじめは、とにかく起きないようにすることが一番大切である。そのためには、我々を含めてあらゆる人たちが、子どもたちへの体罰に対する認識を変えなければならない。

私も小学校の頃に体罰を受けたことがあるが、それは、私が悪かったからだが、そのように子ども自身も先生との関係性の中で納得のいく体罰があったと思うが、今は納得のいく、いかないという時代ではない。

最近の傾向として、他国では、体罰が刑法に謳われており、処罰の対象になるところまで法制化されている国もあると聞いている。また、今後、刑法の中に入れ込もうという国があるとも聞いている。

一方、日本は、まだまだ我々が子どもの頃に考えていた体罰の認識のままである。自分の子どもを殺した父親もしつけだと言っていたが、しつけで死んでしまってどうするのか。体罰という行為自体が全ていけないのだから、どんな理由があろうと、どんな状況であろうと、体罰はいけないという認識を繰り返し言い続けるしかないし、私たちが腹の底からそう思うしかない。

それが難しいなら刑事罰にするくらい、相当な覚悟で認識を改めなければならないと思う。

7 議案

第1号議案 愛知県指定文化財の指定について

中田文化財保護室長が、愛知県指定文化財の指定について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題(1)平成30年度教育委員会所管2月補正予算(案)について、協議題(2)平成31年度教育委員会所管当初予算(案)につい

て、協議題（３）愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題（４）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、協議題（５）職員の給与に関する条例等の一部改正について、協議題（６）公の施設の使用料等の改定に関する条例の制定について、及び協議題（７）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

- (１) 平成３０年度教育委員会所管２月補正予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (２) 平成３１年度教育委員会所管当初予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (３) 愛知県職員定数条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (４) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (５) 職員の給与に関する条例等の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (６) 公の施設の使用料等の改定に関する条例の制定について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (７) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

９ その他 な し

10 特記事項

- (１) 平松教育長が今回の会議録署名人として伊藤委員を指名した。
- (２) 宮崎邦彦氏から、学校における、職員の「体罰」暴力行為をなくすことを求めるための請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (３) 傍聴人 １名